

みやざき県民総合スポーツ祭における 選手等の変更についての申し合わせ

【みやざき県民総合スポーツ祭開催基準要綱より】

14 参加申込

- (4) 参加申込後の選手の追加、変更は原則として認めない。但し、疾病その他の事由により、関係競技団体及び関係競技団体の長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。この場合においては、当該競技団体及び関係団体の長が承認した旨の文書を添付して、公文書によって大会実行委員会事務局長に届けるものとする。

1 参加申込み後の選手等（監督・コーチ・選手・マネージャー等）の変更については、大会当日の監督会を最終期限とし、変更することができる。

2 選手変更の手続きは、以下のとおりとする。

① 参加チーム及び参加者、又は市郡競技団体から市郡体育・スポーツ協会への申請



② **市郡体育・スポーツ協会**は①の申請を受け、県該当競技団体へ選手等変更届【様式1】を2部提出する。（2部とも市郡体育・スポーツ協会長印を押印）



③ **県該当競技団体**は②で提出された届を受理後、承認する場合は選手等変更届の最下部にある承認印（競技団体の長印）を押印し、1部を市郡体育・スポーツ協会へ返却する。

（残りの1部は競技団体が保管）



④ **市郡体育・スポーツ協会**は③の承認を受け、県実行委員会事務局（県スポーツ振興課）に、選手等変更届【様式1】の写しを添付した公文書【様式2】を提出する。

※ 選手等変更届【様式1】には、市郡体育協会長印・競技団体長印の両方が必要だが、時間的に余裕がない場合は、市郡体育協会長印を押印したものを競技団体に提出し、大会当日の監督会で承認を得る。（後日、③～④の手続きを行う）